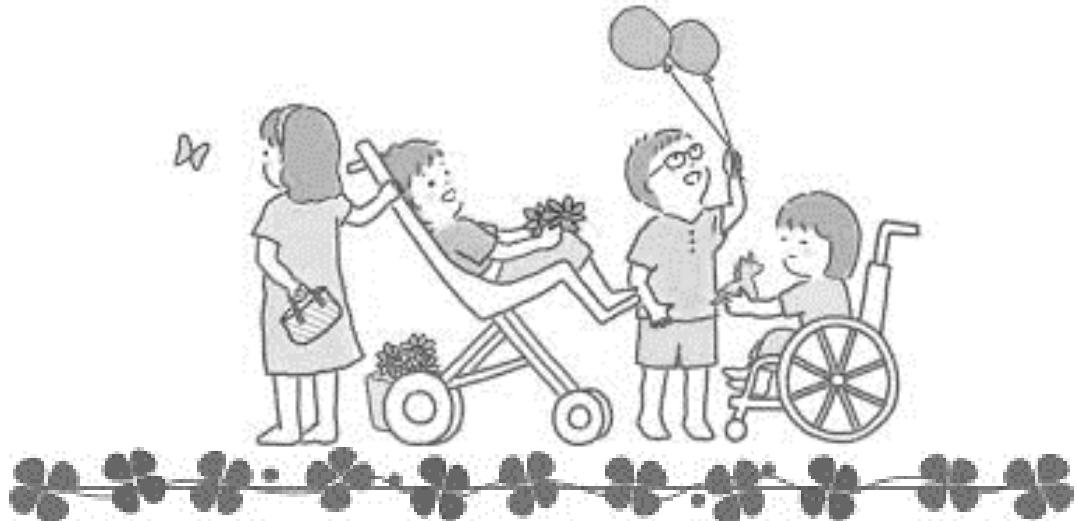


知多市

医療的ケアが必要なお子さんと家族
のための支援ガイドブック



CHiTAA

令和7年3月作成



はじめに

このガイドブックは医療的ケアが必要なお子さんを養育するご家庭に向けて、お子さんや保護者の方が少しでも暮らしやすくなることを目的に福祉制度や相談窓口等について紹介するものです。

お子さんの成長に応じて利用できる制度や支援は様々です。実際に利用できるものを確認しましょう。



目次

【医療費助成】 P 3

- 子ども医療
- 未熟児養育医療
- 小児慢性特定疾病医療費助成
- 自立支援医療（育成医療）
- 障害者医療
- 母子家庭等医療

【手当】 P 4

- 児童手当
- 児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 特別児童扶養手当
- 市障害者福祉手当

【手帳】 P 5

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

【生活用具】	．．．．．	P 6
□補装具費（購入・借受け・修理）・日常生活用具給付費の支給		
□小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費の支給		
□軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成		
【災害の備え】	．．．．．	P 7
【相談機関の問合せ先等】	．．．．．	P 8
【児童発達支援（障がい児通所支援）】	．．．．．	P 9
【その他】	．．．．．	P 13
□ファミリー・サポート・センター事業（ファミサポ）		
□保健師・助産師等による家庭訪問		
□入園の相談		



医療費助成… ■保険医療課 ●福祉課 ◆知多保健所

※保健センターではありません

■子ども医療

子どもの入院・通院等、保険診療に係る医療費の窓口負担を高校生世代まで助成します。

■未熟児養育医療

出生時体重が 2,000g 以下の未熟児、または医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対して指定養育医療機関で受けた入院養育に係る医療費及び食事療養費(ミルク代)を助成します。

◆小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている子ども等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、指定医療機関において受けた医療について、医療費の自己負担分の一部を助成します。

●自立支援医療(育成医療)

18歳未満の身体に障がいのある児童が、生活能力を得るために必要な医療(医療に要する費用)を給付(支援)します。

■障害者医療

身体障害者手帳1～3級、4級(腎臓機能障害)、4～6級(進行性筋萎縮症)をお持ちの方、IQ50以下の方(療育手帳 A・B 判定)の方、自閉症候群と診断されている方の入院・通院等、保険診療に係る医療費の窓口負担を助成します。

■母子家庭等医療 ※母・父所得制限あり

満18歳の年度末までの児童を扶養している母(父)とその児童、父母のいない18歳になる年度の3月末までの児童の入院、通院等、保険診療に係る医療費の窓口負担を助成します。



手当……………●福祉課 ▲子ども若者支援課

▲児童手当

市内在住で、高校生年代までの子どもを養育している方に支給します。

▲児童扶養手当(ひとり親)

配偶者がいない、もしくは配偶者に重度の障がいがあり、子どもを育てている方に、子どもが18歳になる年度の3月末まで支給します。
ただし、子どもに一定の基準以上の障がいがある場合は20歳になる月まで支給します。(所得制限及び併給制限があります。)

●障害児福祉手当

20歳未満の方で、重度障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方へ支給します。

▲特別児童扶養手当

IQ50以下程度、身体障害者手帳1～3級程度の障がいまたは病状のある20歳未満の子どもを育てている方に支給します。(所得制限があります。)

●市障害者福祉手当

身体障害者、療育または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に手当を支給します。手帳を複数所持している方は、手帳の種類と課税状況によって併給となる場合があります。(金額に上限があります。)

※それぞれの手当には併給の制限があります

M E M O



手帳.....●福祉課

●身体障害者手帳

身体障がいのある方に対して、愛知県知事が交付します。

障がいの程度により重い順に 1 級から 6 級までの等級があります。

【発行機関】 中央児童・障害者相談センター

●療育手帳

知的障がいのある方に対して、愛知県知事が交付します。

知的機能の水準(IQ 値)、日常生活能力、介護度の状態等に基づき、
A 判定から C 判定の手帳が交付されます。

【発行機関】 18 歳未満:知多児童・障害者相談センター
18 歳以上:中央児童・障害者相談センター

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方に対して、愛知県知事が交付します。

障がいの程度により 1 級から 3 級までの等級があります。

【発行機関】 愛知県精神保健福祉センター

M E M O



生活用具……●福祉課 ▲子ども若者支援課

●補装具費(購入・借受け・修理)・日常生活用具給付費の支給

身体障害者、療育、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障害者総合支援法に定める疾病による障害がある方に身体機能の障がいを補うための補聴器や義肢などの購入(借受け・修理)費用のほか、日常生活を容易にするための日常生活用具を給付します。

例) 呼吸器のバッテリー、ポータブルバッテリー等

▲小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費の支給

市内在住の小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた方で、他の法律の支給対象にならない方であり、日常生活用具が必要であると医師の診断を受けた方に生活に必要な日常生活用具の購入費用の一部を給付します。(所得により給付の額が異なります。)

▲軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

市内在住の、身体障害者手帳(聴覚)の交付対象とならない 18 歳未満の方であり、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師の診断を受けた方に補聴器の購入・修理費用の一部を助成します。(所得制限があります。)

M E M O

災害時の備え（最寄りの避難所：）

《自宅避難を想定した準備》

□居室の安全策(家具の固定・窓ガラス飛散予防シートの活用等)

□備蓄品の確認(懐中電灯・スリッパ・トイレットペーパー等)

《非常時の用意》

□薬は2週間分の予備を確保 ※自宅避難の場合

□お薬手帳 □水、ミルク、オムツなどの予備も準備

《避難についての確認》

□市の防災マップを確認

□避難場所や移動ルートを日頃から考えておく

□災害時の連絡方法を家族で確認しておく

《人工呼吸器や吸引器などの医療機器に関する備え》

□バッテリーを確保し、作動持続時間の確認 □衛生材料の予備を準備

□医療機器の定期的な点検

★医療機関に行けなくなった時の対処方法を、かかりつけ医と相談しましょう

《緊急時連絡先》 酸素・電源の業者など…



相談機関の問合せ先

機関名	住所	電話番号
保険医療課	知多市役所 知多市緑町1	0562-36-2654
福祉課		0562-36-2650
子ども若者支援課		0562-36-2657
幼児保育課		0562-36-2659
知多保健所	知多市八幡字荒古後88-2	0562-32-6211
健康推進課(保健センター)	知多市新知字永井2-1	0562-54-1300
子育て総合支援センター	知多市岡田緑が丘22-1	0562-54-1200



相談支援事業所(知多市内)

相談支援専門員が障がいのあるお子さんの児童発達支援等の利用に必要な「児童発達支援利用計画」の作成をするほか、ご家族等の相談に応じて必要な情報の提供や助言などを行います。

機関名	住所	電話番号
知多市障がい児相談支援事業所さんぽ	知多市新知字永井2-1 (保健センター 2階)	0562-54-4502
こども発達サポートセンター じゃんぽっぷ相談支援	知多市大興寺字長根73-3	0562-57-2910
neco 相談支援室	知多市朝倉町184	0562-77-0988



児童発達支援(障がい児通所支援)

▲子ども若者支援課

児童に発達の遅れがある、または障がいがある場合に、児童が通所支援事業所に通い、必要な支援を受ける制度です。

1 通所支援の種類と内容

児童発達支援	集団及び個別療育が必要な未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援その他の必要な支援を行います。 また、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童については、これに併せて治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校に就学している児童に対し、授業の終了後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等 訪問支援	保育所等に通い、当該通所先で専門的な支援が必要と認められる児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

2 利用者負担上限月額

通所支援の費用の原則1割が利用者負担となります。
(食費等の実費負担分を除く)。ただし、世帯の収入等に応じて月額上限負担額(右表)が設定されます。

生活保護世帯・市民税非課税世帯	0 円
市 民 税 課税世帯	所得割額 28 万円未満 所得割額 28 万円以上
	4,600 円 37,200 円

● 上限月額の調整

2つ以上の事業所を利用する場合(複数の児童が利用する場合は、きょうだいが利用する分を含めます。)は、各事業所の利用者負担額を合算して負担上限月額を超えないよう調整されます。この場合、原則として契約日数の最も多い事業所に負担額を管理する事務を依頼し、市に届け出る必要があります。

● 多子世帯軽減措置

未就学児童が通所支援を利用される世帯で、以下に該当する場合は、利用者負担額の軽減措置が受けられます。

- ① 当該児童に保育園等に通う兄または姉がいる場合
(きょうだいの通園証明書が必要な場合があります。)
 - ② 当該児童に同居の兄または姉がいる、かつ、児童の属する世帯の市民税所得割の合算額が 77,101 円未満(目安:年収約360万未満)である場合
- ※ 世帯の構成や所得により軽減割合が変動しますので、詳しくはお問い合わせください。

3 児童通所支援利用の流れ

サービスの利用申請

- 子ども若者支援課で、児童発達支援通所受給者証（以下：受給者証）の交付手続きをしてください。
- 利用開始月の前月 10 日までに申請してください。

障害児支援利用計画案を提出

- 申請には、原則として指定相談支援事業所が作成する「障害児支援利用計画案」が必要です。
- 利用される支援の種類や、児童の心身や生活の状況などを聞き取り、1か月あたりの支給量（日数）を決めます。

受給者証の交付 (支給決定)

- 支給決定には3週間程度かかります。
- 事業所との契約時等に必要です。
- 毎年児童の誕生日に受給者証の更新が必要です。大切に保管してください。

児童発達支援通所受給者証
児童発達支援
通所受給者証
知多市

事業所との契約

- 利用する事業所に受給者証を提示してください。
- 複数の事業所を利用する場合、支給量の範囲内で、利用する日数等を契約してください。

サービス利用開始

- 障害児支援利用計画や事業所との契約内容に沿って適切に利用してください。

モニタリング

- 3～6か月に1回程度、お子さんの様子等を確認します。
- 支給量の変更や、サービスの追加等をご希望の場合は、モニタリング時にご相談ください。
- 原則としてモニタリング時以外での変更はできません。

更新手続き

- 更新の案内は、決定期間終期の2～3か月前に送付します。
- 相談支援事業所で新たな障害児支援利用計画案を作成してください。

4 受給者証交付後の注意点

- ① 支給量の変更やサービスの追加等は、原則モニタリング時のみ可能です。
- ② 各種変更等の申請は、変更月の前月 10 日までに行ってください。
- ③ 住所・氏名変更や世帯員の転入出があった場合は、受給者証を持ってご来庁ください。
- ④ 各事業所との契約日数を超えないようにご利用ください。

5 その他

児童発達支援についての詳細は、市ホームページに掲載しています。



 その他

ファミリー・サポート・センター事業(ファミサポ)…子育て総合支援センター

育児の「手助けをしてほしい人」(依頼会員)と「手助けをしたい人」(援助会員)が会員となり子育ての援助をする事業です。(有料)
会員登録性で、会員同士の仲介はアドバイザーが行います。
(登録料・年会費はかかりません)
※きょうだいの子育て援助に利用できます

援助会員への報酬(1時間当たり)

時間帯	月～金	土・日・祝・12/29～1/3
7:00～19:00	600 円	700 円
上記以外の時間	700 円	800 円

保健師・助産師等による家庭訪問…健康推進課(保健センター)

発育発達、育児・栄養・歯についてなどの相談に応じます。

入園の相談…幼児保育課

入園に関する相談に応じます。医療機器を使用しているなど入園について不安や疑問がある方はまずはご相談ください。